

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月18日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	ほう酸水注入系加圧水元弁において、開操作時グラント部押さえ金具のゆるみが認められたため、当該弁を補修。	D	
2	2号機	計装用空気圧縮機(B)点検時、No.1～3ピストンリング溝に摩耗が認められたため、対応検討。(使用に問題なし)	D	
3	2号機	取水設備点検用門型クレーン横行用電動機において、冷却ファンとファンカバーの接触による異音が認められたため、当該電動機を点検。	D	
4	4号機	主復水器連続洗浄装置周りの電線管(空気作動弁及び液位スイッチ用)において、腐食が認められたため、当該電線管を補修。	D	
5	4号機	主復水器連続洗浄装置周りピット及び海水ピット周りの電線管(電動弁用)において、腐食が認められたため、当該電線管を補修。	D	
6	4号機	所内用空気圧縮機(B)点検時、No.3,4シリンダーブラケットフランジに変形が認められたため、対応検討。	D	
7	4号機	放射化の可能性がある格納容器内環境調査用計測用品(温度、放射線量)において、通常物品としての測定で搬出し、構内保管していたことが認められたため、対応を検討。(現在、管理区域で保管中)	B	
8	34号廃棄物処理設備	低電導度廃液系収集槽(A)入口弁(2台)において、駆動空気電磁弁から空気漏れが認められたため、当該電磁弁を交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802